

<p>分割納入をしているが、これらは翌期の費用となるものを多額に買い込んで当期の費用としてしているものであり、費用の一部が歪められている。またこれらには県からの受託事業の経費も含まれているため、適切な経費の発注を行うことが必要と考える。</p> <p>(8) 退職給与引当金の計上不足額が20百万円、及び賞与引当金の計上不足額が14百万円発生している。従って、社会福祉法人会計基準に準拠した会計処理を行い、適正な期間損益計算が必要である。</p> <p>(9) 平成20年度労働保険料確定申告及び平成21年度概算確定申告において、短時間労働者2名分が当該保険年度の保険料算定基礎額に算入されていない。</p>	<p>執行を行っていたが、今後は必要な都度消耗品等を購入するなど適正な経費執行を行うこととした。</p> <p>賞与引当金については、所要額を算出し、平成21年度決算に計上した。また、退職給与引当金については、山梨県民間社会福祉事業従事者退職手当等共済に係る事業主掛金分について計上すればよいこととなっているため、現在の引当額は適正なものと考えている。</p> <p>短時間労働者の労働保険料については平成21年度確定申告分から保険料算定基礎に算入し申告した。また、平成20年度の不足分についても、併せて修正申告し納付した。</p>	<p>もに、同様の誤謬発生を防ぐため、内部書類を整備し、管理体制を見直すべきである。</p> <p>事務費徴収額の改定時期が統一されていないかったため、補助金要綱に基づき7月の改定に統一すべきである。</p> <p>(3) ① 利用料を徴収する時期が入居契約書の記載と異なっているため、契約書と実際の運用を統一する必要がある。</p> <p>② 補助金に加算される民間施設給与等改善費の基礎となる勤続年数の計算に誤りがあったため、(算定誤りによる補助金額への影響はなかったが) 今後は正確な算定をする必要がある。</p> <p>(4) 法人の経理規程で賞与引当金を計上することになっているが、実際は計上されていない。</p> <p>(5) ① 社会保険の被保険者資格取得日と雇入年月日が相違しているケースが見受けられる。</p> <p>② 時間外労働割増賃金等の算定の基</p>	<p>平成22年度より7月改定に統一することとした。</p> <p>実際に利用料を徴収する時期に契約書を統一することとした。</p> <p>算定を誤りやすい「その他の社会福祉施設の勤続年数」について整理表を作成するなど、正確な算定に向けた体制を整備した。</p> <p>賞与引当金については、必ずしも計上する必要がないことから、当法人では計上しないこととし、関係する規定については、経理規程から削除した。</p> <p>社会保険の被保険者資格取得日と雇入年月日を一致させるため、該当者2名のうち1名については平成21年12月10日に、残り1名については平成22年3月4日に変更手続きを行った。</p> <p>支給不足となっていた時間外労働割増</p>
<p>II-2. 社会福祉法人A</p> <p>(1) 法人の平成21年3月31日未収金残高が帳簿上117百万円あることになってい るが、実際のあるべき残高は57百万円 であり60百万円過大に計上されている。</p> <p>(2) 軽費老人ホームにおける入所者から の事務費徴収額は、前年の収入から 市町村住民税の金額等を控除したもの を計算基礎とすべきであるが、これを 控除しない金額を基にして事務費徴収 額が計算された事例があったため、誤 って多く徴収した金額を返却するとと</p>	<p>事務費徴収額を誤った3名の入所者について、多く徴収した金額を平成22年3月30日に返却した。</p> <p>また、入所者から提出を受けた証明書類について、入所者の了解を得た上で退居するまでフナール管理する等、管理体制の整備を図った。</p>		

けていないため、日直業務に従事する者に対しては時間外手当の支払いが必要となるが、日直手当の支給を行っている。このため過去2年間で休日勤務における時間外手当と日直手当の差額1,593,025円が支給不足となっている。

直手当との差額分については、平成21年9月の給与において追加支給した。また、平成21年9月以降の日直業務については、労働基準法第36条に定める「時間外労働・休日労働に関する協定」に基づいて、休日労働割増賃金として3割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っている。

II-7. 社会福祉法人F

(1) 社会福祉法人Fは、平成20年度に施設の建替えを行ない、国及び県から補助金81,354,000円を受領している。

この施設建替えに伴い、必要な追加工事としてコンクリート壁の撤去、仮園舎の木工事等を実施しているが、これらに要した費用についても補助金の対象となる可能性があった。

しかし、当該法人から県に報告があったのは地中のコンクリート壁の撤去工事だけで、それ以外の追加工事についての報告はなく、また、コンクリート壁の撤去工事については、社会福祉施設等設備整備費国庫補助金交付要綱の5の(1)で土地の買収又は整地に要する費用については補助の対象外との説明を受け了解していた。

しかし、追加工事の中には石垣からへびが出るということで柵を作ったものがあり、どうしても仮園舎の整備に必要であることを考えると、県と社会福祉法人とのさらなる協議が必要であったと考える。

今後、県においては、国庫補助協議後に工事内容の変更が出ないよう、ま

県としては、今後も引き続き、国庫補助協議後に工事内容の変更が出ないよう、また、事業目的を達成するために必要な工事等を十分に精査したうえで国庫補助協議ができるよう事業所を指導していく。

た、事業目的を達成するために必要な工事等を十分に精査したうえで協議するよう事業所を指導していただきたい。

(2) 改築工事を行ったが、全額が建物として計上されており、耐用年数50年で償却している。電気設備工事・給排水衛生設備工事・冷暖房換気設備工事代は、耐用年数を15年で償却すべきであり、また、昇降機設備工事代は耐用年数を17年で償却すべきである。現状のままでは、将来にわたり差額が発生し続けることになるため、修正する必要がある。

II-8. 社会福祉法人G

(1) 軽費老人ホームの施設利用者の利用料徴収額が3名誤って徴収されていた(A氏は27万円過大徴収され、B氏は8万円過少徴収、C氏は3万円過大徴収)ため、過大に徴収した金額を利用者に返却すると

共に、過少徴収について利用者に責任がある場合は、追加徴収を行う必要がある。また、監査時に事務費減額申請書がなかったため、確認を行うことができなかつた者が9名いた。

平成21年度決算時に、電気設備・給排水衛生設備・冷暖房換気設備については耐用年数15年で、昇降機設備については耐用年数17年で固定資産の現存価格を再計算し、差額分については平成21年度分の減価償却費として処理した。

監査時に確認できなかった9名について確認を行った結果、徴収額が少なかつた者が1名いたが、他の者については徴収額に変更はなかつた。

徴収額が少なかつた者については、本人の責任による誤りではなかつたため、追加徴収は行わないこととした。

また、誤って多く徴収した2名の入居者については、多く徴収した金額を平成21年9月11日及び平成22年5月7日に返却した。

利用料徴収額の算定については、県から配布された事務手引きの活用等により事務処理の徹底を図っていく。

給食費(委託料)を事業費(食料費:軽費老人ホーム補助金対象外)と事務費(人件費:補助金対象)に按分しているが、按分基準が確認できなかつた

給食業務委託契約書に、1日1人あたり1,280円(食料費800円、人件費480円)との記載があり、事業費と事務費の按分基準が確認できた。

<p>ので、今後明確にしておく必要がある。</p> <p>(2)</p> <p>① 社会保険の被保険者資格取得日と雇入年月日が相違しているケースが見受けられる。</p> <p>② 平成20年度の労働保険料確定申告において、雇用保険分及び一般拠出金の算定基礎賃金に不算入の賃金分がある。</p>	<p>社会保険の被保険者資格取得日と雇入年月日を一致させるため、該当者2名のうち1名については平成22年1月27日に、残り1名については平成22年2月10日に変更手続きを行った。</p> <p>平成22年2月4日に山梨労働局に修正申告し、2月9日に追加納付した。</p>	<p>II-10. 社会福祉法人 I</p> <p>① 社会保険の被保険者資格取得日と雇入年月日が相違しているケースが見受けられる。</p> <p>② 雇用保険料被保険者負担分を被保険者から徴収していないケースが見受けられる。</p> <p>平成22年2月19日に被保険者から未徴収分を徴収した。</p> <p>社会保険の被保険者資格取得日と雇入年月日を一致させるため、該当者4名について、平成22年1月26日から3月1日の間に変更手続きを行った。</p>
<p>II-9. 社会福祉法人 H</p> <p>① 法定休日に勤務を命ずる際、あらかじめ他の労働日を特定しその休日を取り替える場合、就業規則に休日を取り替えることができる旨の規定を設けなければならぬが、当該規定を設けずに休日の振替を行っている。</p> <p>② 就業規則及びパートタイム職員等就業規則において休日労働の規定があるも、休日労働に関する労使協定を締結していない。</p> <p>③ 時間外労働割増賃金の算定の基礎に『介護調整手当』が算入されていない。</p>	<p>平成22年3月24日開催の理事会において就業規則を改正し、3月30日に所轄労働基準監督署に届け出た。</p> <p>休日労働に関する労使協定を締結し、3月30日に所轄労働基準監督署に届け出た。</p> <p>平成22年3月24日開催の理事会において給与規程を改正するとともに、3月分の給与において、過去2年分の時間外労働割増賃金の差額を追加支給した。</p> <p>また、平成21年4月以降の時間外労働割増賃金については、介護調整手当を算入し算定した額で支払っている。</p>	<p>II-11. 社会福祉法人 J</p> <p>(1)</p> <p>① 経理規程第48条では「職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。」とあるが、現状の決算報告書では当該会計処理は行われていないため、経理規程に準拠した対応が必要である。</p> <p>② 賃金規程第9条①時間外労働割増賃金の算定の基礎に指導保育士の役職手当が含まれていないので含めるべきである。</p> <p>(2) 特別保育事業（一時保育・子育て支援センター）の補助金が事業を完了してから2ヶ月経過の5月末に入金される。保育園では運転資金である保育士さんの給料・賞与を先行して支払わなければならない、期中に運転資金を確保するため銀行から一時借入を行っているのが現状である。従って、国及び地</p> <p>賞与について、当該会計年度で負担する額を賞与引当金として計上した。</p> <p>労働基準監督署の指導を得ながら、賃金規程の改正を行う中で、指導保育士の役職手当についても規定した。</p> <p>特別保育事業（一時保育・子育て支援センター）については、国の保育事業の再編により、平成22年度から国と市町村が財政的支援を行う交付金事業に移行したことから、当該事業に対する県の財政的関与は無くなった。</p>

方公共団体である山梨県・市は保育園の運営実績に基づき年4回程に分けて概算払いが行えるよう再検討すべきである。

II-12. 社会福祉法人K

フリーソフトによる費用削減を検討すべきである。現状はウイルスバスターの更新料を23,625円支払っているが、経営状況を勘案すれば、無料ソフトによる経費の削減も検討すべきである。

現在使用しているウイルスソフトの契約終了後に無料ソフトを導入する。

1 監査対象事項

政務調査費及び議会事務局の財務事務

2 監査の結果に関する報告の公表

平成22年4月22日付け山梨県公報号外第35号

3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

政務調査費及び議会事務局の財務事務

指 摘 事 項

講 じ た 措 置

III 政務調査費及び議会事務局

1. 政務調査費で家族秘書を雇用しているにもかかわらず、当該家族秘書を議員の扶養親族として処理しているため、所得税が少なくなっていた。

また、家族秘書の所得税・住民税が納められていない。さらに、家族秘書の国民健康保険料及び国民年金保険料の支払いが行われていなかった。

2. 政務調査費で人件費として秘書に対する給与を支給しているが、源泉徴収も年末調整もされていない。
また、本人は確定申告もしていない。

3. 飲食を伴う定期的な会合の会費に政務調査費を充当している議員がいる。この点が直ちに運用指針を逸脱したとは認められないものの、議員は、研修会等が主体である会費であること、また県政に関する充実した意見交換が行われたことを

平成22年3月31日付け議総第1876号議長通知「平成21年度包括外部監査結果等を踏まえた今後の政務調査費の支出に当たっての留意点について」により、各会派代表者及び議員に適正な税務処理等を行うよう周知徹底した。

平成22年3月31日付け議総第1876号議長通知「平成21年度包括外部監査結果等を踏まえた今後の政務調査費の支出に当たっての留意点について」により、各会派代表者及び議員に適正な税務処理等を行うよう周知徹底した。

平成22年3月23日に開催された議員全員協議会において、平成21年度分政務調査費収支報告書から、懇談会費に政務調査費を充当した場合には「意見交換会等活動報告書」を添付することを義務づけた。

<p>書面により詳細かつ具体的に明らかにすべきである。</p> <p>また、年間の会費を1年に1回納め、会費支払月以外の活動記録票がなく会合への出席が確認できないため政務調査費から支出することが妥当でないものもある。</p>	<p>当該議員から訂正に関する書類の提出があった。</p> <p>なお、訂正後の支出額が交付額を上回っているため、返還は生じない。</p>	<p>また、さらに経費を削減する手法として、宅急便等の利用についても検討する価値がある。</p> <p>7. 調査研究活動に伴うガソリン代については、政務調査費の手引きにおいて按分比率が定められているが、議員の中には調査研究活動に伴うガソリン代の按分比率が月毎に異なっていて、後援会活動等に私用車不使用の根拠が不明確な事例があった。</p> <p>車両の使用実態に合わせてガソリン代の按分比率を統一することが必要である。</p> <p>特別郵便物制度の活用などにより、一層の経費削減に努めるよう徹底した。</p> <p>自動車の使用実態に合わせて、按分比率を統一した。</p>
<p>4. 一部議員について、委員会出席日及び議案調査等に要する日に費用弁償が支払われているにもかかわらず、さらに高速道路料金やガソリン代が政務調査費として支払われている事例があった。</p> <p>なお、平成21年1月1日以降は費用弁償の支給方法が改められ、活動の実態に応じて精算されている。</p>	<p>平成22年3月23日に開催された議員全員協議会において、平成21年度分政務調査費収支報告書から、県外(宿泊した場合に限る。)又は海外における調査研究活動に政務調査費を充当した場合には「県外・海外調査概要書」を添付することを義務づけた。</p>	<p>平成22年3月31日付け議総第18号議長通知「平成21年度包括外部監査結果等を踏まえた今後の政務調査費の支出に当たっての留意点について」により、各会派代表者及び議員に給与支払い期日等について適正処理を徹底した。</p>
<p>5. 定例県議会の会期中に県外出張した際、同一日に議案調査に係る費用弁償と政務調査費による交通費が支払われている事例があった。</p> <p>費用弁償の対象日に県外出張した場合、その出発前や帰県後、あるいは調査研究活動の合間に議案調査を行うことは否定できない。したがって、費用の二重払いとは断定できないが、そのような評価を避けるために、具体的にどのような議案調査を行ったのか、議員にはより高度な説明責任があるものと考ええる。</p>	<p>平成22年3月31日付け議総第18号議長通知「平成21年度包括外部監査結果等を踏まえた今後の政務調査費の支出に当たっての留意点について」により、各会派代表者及び議員に郵便区内</p>	<p>平成22年3月31日付け議総第18号議長通知「平成21年度包括外部監査結果等を踏まえた今後の政務調査費の支出に当たっての留意点について」により、各会派代表者及び議員に給与支払い期日等について適正処理を徹底した。</p>
<p>6. 有権者に議会報告等を送る際の郵送料について、「郵便区内特別郵便物」としてまとめて発送すれば、政務調査費が削減できるだけでなく、切手を貼付する作業費も削減できる。</p>	<p>平成22年3月31日付け議総第18号議長通知「平成21年度包括外部監査結果等を踏まえた今後の政務調査費の支出に当たっての留意点について」により、各会派代表者及び議員に郵便区内</p>	<p>10. 調査研究費としてガソリン代を8月と12月にまとめて100,000円づつ</p> <p>ガソリン代については、年度区分を明確にするため、当該年度の使用分は当該</p>

<p>支払っているが、支払後の未払金残高が205,368円あった例がある。 未払金がいっ頃発生したものか明確でないが、過年度分をまとめて支払うことで当該年度の実際使用金額より多い金額を政務調査費とすることも可能な状況である。 ガソリン代等は月毎に精算していくことが望ましい。</p>	<p>年度の政務調査費で支払ったことが分かるような形で報告を求めることとした。</p>	<p>宿泊の代金の合計額を支払っているが、政務調査費では、宿泊費は1泊について14,800円が限度とされているので、往復新幹線料金を差し引いた額と宿泊上限額の差額が県費の過払の状況となっていた。</p>
<p>11. 議員が作成した使途項目別政務調査費支出簿の年間合計額と議会事務局で把握した年間合計額に差異が発生していた。 これは議会事務局で使途内容を検討した結果、是正を県議員に依頼し、議会事務局は是正後の数値で集計したが、県議員の政務調査費支出簿は是正前の数値で集計しているためである。議会事務局の是正を受け入れるのであれば、県議員の会計帳簿である政務調査費支出簿を修正する必要がある。</p>	<p>領収書等が添付された調査研究活動記録票の合計額が各帳簿類の金額と合致するよう集計時等の確認を徹底する。</p>	<p>14. 会派が購入し、平成21年4月6日に納品された保管庫について平成20年度費用としていた。役務の提供を受けたのは平成21年度であり、会計処理上21年度費用として処理すべきである。</p>
<p>12. 会派が実施した5人の議員（当初8人の子定）による県外視察に中型の貸切バス（定員27名）を利用している。 長距離の移動であり、また、料金に大差がないなどの事情も斟酌できるが、結果的に5人の視察で添乗員が付き、必要以上に大きなバスを利用していることについては、経費削減の観点から実施方法を見直すべきである。</p>	<p>平成22年3月31日付け議総第1876号議長通知「平成21年度包括外部監査結果等を踏まえた今後の政務調査費の支出に当たっての留意点について」により、各会派代表者及び議員に利用人員を考慮した経済的なバスの借上げなど、一層の経費削減に努めるよう徹底した。</p>	<p>15. 議員として永年勤続した場合、勤続年数に応じて現金が支給されている。 当該支給には、所得税の源泉徴収の必要があるが徴収漏れとなっており、実質的に課税されていない状態である。</p>
<p>13. 会派が実施した県外視察において、政務調査費の宿泊費が26,580円過払となっていた。具体的には往復新幹線と</p>	<p>当該会派から訂正に関する書類の提出があり、過払分について返還の手続きを行った。</p>	<p>16. 議会事務局の保管図書のうち備品原簿上で把握している図書数と議会図書室で管理している図書数に480冊の誤差が生じていた。また、分類「語学」の現物実査を全点行ったところ約6%（24冊）が所在不明となっていた。</p>
<p>18. 山梨県議会議員証発行要領では、議員がその身分を失ったときは議員証を返還</p>	<p>17. 山梨県議会議員き草規程では、議員が退職した場合はき章を返納しなければならぬ旨定められているが、これまでほとんど返納されたことはない。</p>	<p>図書の除籍の手続きを行ったが、物品調達管理システム上での棄却手続きが行われていなかったため、物品調達管理システムでの棄却処理を行った。</p>

しなければならない旨定められているが、これまでほとんど返還を受けたことはない。

今後は返納させることとする。

19. 山梨県議会事務局職員服務規程では、職員でなくなつたときは職員き章及び身分証明書を返納しなければならない旨定められているが、ほとんど返納されていない。

平成22年度中に、「議長交際費慶弔費執行基準(仮称)」を定める。

20. 議長交際費から支出されている慶弔経費について、執行基準を定める必要がある。